



栃木県公報

平成28年
3月25日(金)
第2769号

目 次

告 示

- 私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査事項の指定..... 304
- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定..... 304
- 県道路線の廃止..... 307
- 県道路線の変更..... 307
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 307
- 同..... 308
- 生活保護法による施術所の所在地の変更..... 308
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 309
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 309
- 農業振興地域整備基本方針の変更の公表..... 310
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止..... 310
- 土地改良区設立の認可..... 310
- 道路の区域の決定..... 310
- 道路の区域の変更..... 311
- 道路の供用開始..... 313

公 告

- 栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱の一部改正..... 313
- 平成28年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 314
- 公共測量の終了..... 318
- 土地区画整理組合理事の就任..... 319
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 319
- 同..... 319
- 開発行為の工事完了..... 320

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定..... 320

人事委員会

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正..... 321
- 営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正..... 321

議 会

- 栃木県議会会議規則の一部改正..... 321

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 322
- 落札者等の公示..... 323
- 同..... 324
- 同..... 325

宇都宮市街地開発組合

- 第224回宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会..... 325
- 平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第1号）..... 325

○平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算..... 326
 ○職員の給与に関する条例の一部改正..... 327
 ○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正..... 327

告 示

栃木県告示第百五十一号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人（同法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）が同法第十四条第二項の規定により知事に届け出る平成二十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十八年度の監査報告書から適用する。

なお、私立学校振興助成法第十四条第三項に基づく監査事項の指定（昭和五十三年栃木県告示第八百五十五号）は、平成二十七年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。ただし、私立学校振興助成法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者が、同法第九条の規定により、初めて補助金の交付を受けた年度の監査事項については、学校法人会計基準の定めるところに従って、会計制度が整備され、及び運用され、並びに資金収支計算書が作成されているかどうか。

（文書学事課）
 こども政策課

栃木県告示第百五十二号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「告示」という。）別表2に掲げる類型をあてはめる水域及び当該水域に係る環境基準の達成に必要な期間を次のとおり定め、水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成十七年栃木県告示第四十三号）は、廃止する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

一 告示別表2の1の(1)のアに掲げる類型をあてはめる水域及び当該水域に係る環境基準の達成に必要な期間

水 域	該当類型	達成期間	備 考
高雄股川（流入する支川を含む。）	A A	イ	那珂川へ流入
湯川（流入する支川を含む。）	A	イ	
余笹川（流入する支川（黒川を除く。）を含む。）	A	イ	
黒川（流入する支川を含む。）	A	イ	余笹川を経て那珂川へ流入
松葉川（流入する支川を含む。）	A	イ	那珂川へ流入
箒川（流入する支川（蛇尾川を除く。）を含む。）	A	イ	箒川を経て那珂川へ流入
蛇尾川（流入する支川を含む。）	A	イ	
武茂川（流入する支川を含む。）	A	イ	那珂川へ流入
荒川（流入する支川（内川及び江川を除く。）を含む。）	A	イ	

内川（流入する支川を含む。）	A	イ	荒川を経て那珂川へ流入	
江川（流入する支川を含む。）	A	イ		
逆川（流入する支川（坂井川を除く。）を含む。）	A	イ	那珂川へ流入	
男鹿川（流入する支川を含む。）	A A	イ	鬼怒川へ流入	
板穴川（流入する支川を含む。）	A A	イ		
大谷川（流入する支川（志渡淵川を除く。）を含む。）	A A	イ	大谷川を経て鬼怒川へ流入	
湯川（流入する支川を含む。）	A	イ		
志渡淵川（流入する支川を含む。）	A	イ		
西鬼怒川（流入する支川を含む。）	A	イ	鬼怒川へ流入	
江川上流（高宮橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	イ		
江川下流（高宮橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ		
田川上流（御用川合流点より上流の区域に限る。）（流入する支川（赤堀川を除く。）を含む。）	A	イ		
田川中流（御用川合流点から明治橋までの区域に限る。）（流入する支川（御用川及び釜川を除く。）を含む。）	B	ロ		
田川下流（明治橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	イ		
赤堀川（流入する支川を含む。）	A	イ		田川を経て鬼怒川へ流入
御用川（流入する支川を含む。）	C	イ		
釜川（流入する支川を含む。）	C	イ		
小貝川（流入する支川（百目鬼川を除く。）を含む。）	A	イ	利根川へ流入	
五行川（流入する支川（野元川及び行屋川を除く。）を含む。）	A	イ	小貝川へ流入	
野元川（流入する支川を含む。）	A	イ		
行屋川（流入する支川を含む。）	A	イ	渡良瀬川へ流入	
神子内川（流入する支川を含む。）	A	イ		
小俣川上流（新上野田橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ		
小俣川下流（新上野田橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	イ		
松田川上流（新松田川橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ		
松田川下流（新松田川橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	イ		
蓮台寺川（流入する支川を含む。）	D	イ		

袋川上流（助戸から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	B	イ	
袋川下流（助戸より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	D	イ	
旗川上流（高田橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ	
旗川下流（高田橋より下流の区域に限る。）（流入する支川（出流川を除く。）を含む。）	B	イ	
出流川（流入する支川を含む。）	B	イ	旗川を経て渡良瀬川へ流入
矢場川（流入する支川（姥川を除く。）を含む。）	C	イ	渡良瀬川へ流入
才川（流入する支川を含む。）	A	イ	
秋山川上流（堀米橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ	
秋山川下流（堀米橋より下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	C	イ	
三杉川（流入する支川（鷲川を除く。）を含む。）	B	イ	
巴波川上流（吾妻橋から上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	C	イ	
巴波川下流（吾妻橋より下流の区域に限る。）（流入する支川（永野川を除く。）を含む。）	B	イ	
永野川上流（赤津川合流点より上流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ	巴波川を経て渡良瀬川へ流入
永野川下流（赤津川合流点から下流の区域に限る。）（流入する支川を含む。）	A	イ	
思川上流（黒川合流点より上流の区域に限る。）（流入する支川（大芦川を除く。）を含む。）	A	イ	渡良瀬川へ流入
思川下流（黒川合流点から下流の区域に限る。）（流入する支川（黒川及び姿川を除く。）を含む。）	A	イ	
大芦川（流入する支川を含む。）	A A	イ	思川を経て渡良瀬川へ流入
黒川（流入する支川を含む。）	A	イ	
姿川（流入する支川（新川及び赤川を除く。）を含む。）	B	イ	
押川（流入する支川を含む。）	A	イ	久慈川へ流入
西仁連川（流入する支川を含む。）	B	イ	利根川へ流入

備考

- 一 該当類型の欄の「A A」、「A」、「B」、「C」及び「D」は、告示別表2の1の(1)のアの類型を示す。
 - 二 達成期間の欄の「イ」は直ちに達成、「ロ」は五年以内に可及的速やかに達成とする。
- 一 告示別表2の1の(2)のアに掲げる類型をあてはめる水域及び当該水域に係る環境基準の達成に必要な期間

水	域	該当類型	達成期間	備	考
---	---	------	------	---	---

中禅寺湖 (全域)	AA	イ	
湯の湖 (全域)	A	イ	

備考

- 一 該当類型の欄の「AA」及び「A」は、告示別表2の1の(2)のアの類型を示す。
- 二 達成期間の欄の「イ」は直ちに達成とする。
- 三 告示別表2の1の(2)のイに掲げる類型をあてはめる水域及び当該水域に係る環境基準の達成に必要な期間

水 域	該当類型	達成期間	備 考
中禅寺湖 (全域)	I	イ	窒素については当分の間適用しない。
湯の湖 (全域)	III	イ	

備考

- 一 該当類型の欄の「I」及び「III」は、告示別表2の1の(2)のイの類型を示す。
- 二 達成期間の欄の「イ」は直ちに達成とする。

(環境保全課)

栃木県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
一六〇	緑町山辺停車場線	足利市緑町		
		足利市野州山辺停車場		

栃木県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第二項の規定に基づき、次の県道の路線を変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	別新旧	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
一五三	旧	借宿八幡線	足利市借宿町		
			足利市八幡町		
	新	借宿西新井線	足利市借宿町		
			足利市西新井町		

(道路保全課)

栃木県告示第155号

生活保護法(昭和25年法律第144号)。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関

する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成26年8月28日	いけもりクリニック	鹿沼市下田町1-871-1

栃木県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成27年12月1日	あしかがの森足利病院（歯科）	足利市大沼和田町615
平成27年12月1日	関根歯科医院	栃木市境町3-16
平成27年12月21日	ウイン調剤薬局 小山店	小山市神鳥谷字足形2251-8
平成27年12月25日	雄歯科	那須塩原市島方538-14
平成28年1月1日	金子内科医院	栃木市吹上町1642-1
平成28年1月1日	新小山市民病院	小山市神鳥谷2551-1
平成28年1月1日	おおた歯科・小児・矯正歯科クリニック	佐野市金屋仲町2488
平成28年1月1日	長盛堂薬局	栃木市日ノ出町6-6
平成28年1月1日	ふきあげ薬局	栃木市吹上町1642-21
平成28年1月1日	第一調剤薬局	小山市神鳥谷2251-8
平成28年1月1日	ピノキオ薬局 小山店	小山市神鳥谷2251-8
平成28年1月1日	あさひ調剤薬局	下野市下古山88-9
平成28年2月1日	ふたば薬局下都賀	栃木市湊町4-16
平成28年2月1日	ウエルシア薬局 佐野植上店	佐野市植上町1786-2
平成28年2月1日	カワチ薬局 佐野西店	佐野市堀米町1728-1
平成28年2月1日	ウエルシア薬局 真岡荒町店	真岡市荒町3-44-2

栃木県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福田 富一

変 更 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成26年5月8日	堀 光晴	-	おんわ堂整骨院・はり灸院	那須塩原市西原町1-21 (那須塩原市西大和2-14)

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第158号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成27年12月31日	新小山市民病院	小山市若木町1-1-5
平成27年12月31日	長盛堂薬局	栃木市日ノ出町6-6
平成27年12月31日	第一調剤薬局 若木	小山市若木町1-5-30
平成27年12月31日	ピノキオ薬局 小山東店	小山市若木町1-5-6
平成27年12月31日	あさひ調剤薬局	下野市下古山88-9
平成28年1月15日	斎藤クリニック	那須塩原市弥生町1-20
平成28年1月21日	医療法人 島津整形外科医院	佐野市植野町1948-4
平成28年1月31日	ふたば薬局下都賀	栃木市湊町4-16
平成28年1月31日	ウエルシア薬局 真岡高間木店	真岡市下高間木2-12-3

(保健福祉課)

栃木県告示第159号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福田 富一

病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
回生眼科	下野市医大前4-8-1	山口 康三	平成27年1月1日

医療法人社団星野会星野胃腸科外科医院	小山市大字粟宮745-1	医療法人社団星野会	平成28年2月4日
竹石内科クリニック	佐野市高萩町1216-1	竹石 美智雄	平成28年2月24日
鈴木歯科医院	足利市朝倉町3-15-6	鈴木 悦雄	平成28年2月29日
鹿島こどもクリニック	足利市鹿島町501-3	中村 暢男	平成28年3月1日
さくらい歯科クリニック	足利市八幡町2-16-26	櫻井 勇	平成28年3月4日
医療法人のぞみ整形外科	栃木市片柳町4-15-30	医療法人のぞみ整形外科	平成28年3月4日
もりぐちクリニック	足利市福居町506	森口 英男	平成28年3月11日

(健康増進課)

栃木県告示第160号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により、農業振興地域整備基本方針を平成28年3月9日付けで変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により公表する。

なお、農業振興地域整備基本方針は、栃木県農政部農政課及び各農業振興事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福田 富一
(農政課)

栃木県告示第161号

栃木県卸売市場条例（昭和46年栃木県条例第40号）第12条の規定により地方卸売市場における卸売の業務の廃止の届出があったので、同条例第25条の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福田 富一

卸 売 業 者	所 在 地	取 扱 品 目 の 部 類	所 属 する 地方 卸 売 市場 の 名 称	廃 止 年 月 日
日光地区総合食品卸売株式会社	日光市瀬尾1640番地 35	青果部及び 水産物部	日光市公設地方 卸売市場	平成28年3月31日

(経済流通課)

栃木県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
上石那田土地改良区	平成28年3月17日

(農地整備課)

栃木県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年3月25日から同年4月25日まで一般の縦

覽に供する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 借宿西新井線

道路の区域

整理番号	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
253	足利市借宿町87番4地先から 足利市西新井町3299番6地先まで	5.1～15.0	2,018.4

栃木県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年3月25日から同年4月25日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 結城石橋線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
42	前	小山市大字梁2616番2から 小山市大字東山田234番36まで	4.8～10.6	941.2	
	後	小山市大字梁2616番2から 小山市大字東山田234番36まで	11.0～15.0	941.2	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 唐沢山公園線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
82	前	佐野市犬伏上町字上町1901-1から 佐野市堀米町字安良町下南18-1まで	12.4～15.9	209.0	
	後	佐野市犬伏上町字上町1901-1から 佐野市堀米町字安良町下南18-1まで	16.0～17.0	209.0	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 南小林栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
------	--------	-----	-----------------	---------------	-----

153	前	栃木市室町253-2 から 栃木市室町253-2 まで	16.0～16.0	9.5	
	後	栃木市室町253-2 から 栃木市室町253-2 まで	16.0～16.0	9.5	

IV

道路の種類 県道

路線名 一般県道 山形寺岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
175	前	佐野市赤見町字宿東1429-1 地先から 佐野市赤見町字山崎1455地先まで	10.1～61.7	184.9	
	後	佐野市赤見町字宿東1429-1 地先から 佐野市赤見町字山崎1455地先まで	15.8～63.8	184.9	

V

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 桐生田沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
215	前	佐野市下彦間町字味噌野418-3 から 佐野市下彦間町字柳沢135-1 まで	6.0～9.5	910.4	
	後	佐野市下彦間町字味噌野418-3 から 佐野市下彦間町字柳沢135-1 まで	9.1～12.5	910.4	

VI

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小川大金停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
233	前A	那須烏山市志鳥字鳥子沢2160-3 地先 から 那須烏山市志鳥字鳥子沢2583-6 地先 まで	5.8～7.3	367.0	
	前B	那須烏山市志鳥字鳥子沢2160-3 地先 から 那須烏山市志鳥字鳥子沢2583-6 地先 まで	14.3～20.2	285.0	
	後	那須烏山市志鳥字鳥子沢2160-3 地先 から 那須烏山市志鳥字鳥子沢2583-6 地先 まで	14.3～20.2	285.0	

VII

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 佐野環状線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
270	前	佐野市犬伏上町字上町1901-1 から 佐野市堀米町字安良町下南18-1 まで	12.4 ~ 15.9	209.0	
	後	佐野市犬伏上町字上町1901-1 から 佐野市堀米町字安良町下南18-1 まで	16.0 ~ 17.0	209.0	

VIII

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 栃木佐野線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
324	前	佐野市葦川町字二通338から 佐野市葦川町字二通295-2 まで	9.3 ~ 15.0	83.8	
	後	佐野市葦川町字二通338から 佐野市葦川町字二通295-2 まで	10.8 ~ 16.3	83.8	

栃木県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年3月25日から同年4月25日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
82	一 般 県 道 唐 沢 山 公 園 線	佐野市犬伏上町字上町1901-1 から 佐野市堀米町字安良町下南18-1 まで	平成28年3月25日
215	主 要 地 方 道 桐 生 田 沼 線	佐野市下彦間町字味噌野418-3 から 佐野市下彦間町字味噌野471-3 まで	平成28年3月25日
215	主 要 地 方 道 桐 生 田 沼 線	佐野市下彦間町字味噌野455-2 から 佐野市下彦間町字柳沢135-1 まで	平成28年3月25日
245	一 般 県 道 栗 山 今 市 線	日光市小百1838から 日光市小百1922-1 まで	平成28年3月25日
324	主 要 地 方 道 栃 木 佐 野 線	佐野市葦川町字二通338から 佐野市葦川町字二通295-2 まで	平成28年3月25日

(道路保全課)

公 告

○栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱の一部改正

栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めたので公表する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福田 富一

栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱の一部改正

栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱（平成5年3月30日付け公告）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「井戸の深さが」を「あってストレーナーの位置が地表から深さ」に、「一時的」を「あって一時的」に、「専ら防火の用に供する」を「主として災害時における使用に供することを目的とする」に改める。

第8条の見出し中「揚水機」を「揚水施設の」に改め、同条第1項中「揚水施設の用に供する揚水機のうち吐出口の断面積が6平方センチメートルを超えるもの」を「揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水施設」に、「揚水施設の用に供する揚水機のうち吐出口の断面積が45平方センチメートルを超えるものを設置しようとする者は、当該揚水機」を「揚水機の吐出口の断面積が45平方センチメートルを超える揚水施設を設置しようとする者は、当該揚水施設」に改め、第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条の見出し中「揚水機」を「揚水施設の」に改める。

第11条の見出し中「変更」を「の変更」に改め、同条中「当該変更のあった日の翌日から起算して15日」を「その日から30日」に改める。

第12条第3項中「起算して15日」を「30日」に改める。

第14条の見出し中「廃止」を「の廃止」に改め、同条中「の翌日から起算して15日」を「から30日」に改める。

第15条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第18条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第2項中「若しくは第39条の6」を「又は第39条の6」に改め、「し、又は条例第39条の7の報告を」を削り、「若しくは第14条」を「又は第14条」に改め、「し、又は第15条第1項の報告を」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日前に生じた事由に係る改正前の第11条、第12条第3項及び第14条の規定による届出については、なお従前の例による。

(環境保全課)

○平成28年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

平成28年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福田 富一

- 1 募集する訓練課程
 - (1) 短期課程（技能向上コース）
 - ア 実技主体の訓練

校 名	訓練科名	専 攻 科 目 名	訓 練 の 実 施 期 間	訓練生の定員(人)
栃木県立 県央産業 技術専門 校	塑性加工科	ガ ス 溶 接 技 能 講 習 ①	平成28年6月7日、8日	20
		ガ ス 溶 接 技 能 講 習 ②	平成28年9月6日、7日	20
		ア ー ク 溶 接 特 別 教 育 ①	平成28年5月10日～同月12日	20
		ア ー ク 溶 接 特 別 教 育 ②	平成28年12月5日～同月7日	20

		アーク溶接特別教育③	平成29年1月17日～同月19日	20
		TIG溶接①	平成28年5月31日、6月1日	10
		TIG溶接②	平成28年10月12日、13日	10
		半自動溶接	平成28年11月9日、10日	10
		技能検定準備講習 (構造物鉄工1級・2級)	平成28年7月6日、7日	5
	機械加工科	技能検定準備講習(旋盤1級)	平成28年7月25日～同月27日	5
		技能検定準備講習(旋盤2級)	平成28年7月25日～同月27日	5
		技能検定準備講習(フライス盤1級)	平成28年7月25日～同月27日	5
		技能検定準備講習(フライス盤2級)	平成28年7月25日～同月27日	5
		技能検定準備講習(機械検査2級)	平成28年11月10日、11日	10
	電子機器科	技能検定準備講習(電子機器組立2級)	平成28年6月30日、7月1日	10
		有接点シーケンス制御	平成28年7月7日、8日	10
		シーケンサ基礎(基本プログラム)	平成28年7月21日、22日	10
		シーケンサ基礎 (アナログユニット使用法)	平成28年11月10日、11日	10
	電気工事科	第一種電気工事士技能試験準備講習	平成28年11月9日～同月11日	10
		第二種電気工事士技能試験準備講習	平成28年6月21日～同月23日	15
	木造建築科	技能検定準備講習(建築大工1級)	平成28年12月26日、27日	5
		技能検定準備講習(建築大工2級)	平成28年12月26日、27日	5
	冷凍空調設備科	技能検定準備講習 (冷凍空調機器施工1級)	平成28年12月5日、6日	10
		技能検定準備講習 (冷凍空調機器施工2級)	平成28年11月28日、29日	10
	配管科・ 建築配管科	技能検定準備講習(建築配管1級)	平成28年12月12日、13日	5
		技能検定準備講習(建築配管2級)	平成28年12月12日、13日	5
	電気通信 設備科	インテリジェントスイッチによる VLANの構築①	平成28年8月18日、19日	10
		インテリジェントスイッチによる VLANの構築②	平成28年10月6日、7日	10
		技能検定準備講習 (情報配線施工2級・3級)	平成28年7月28日、29日	10
栃木県立 県北産業 技術専門 校	塑性加工科	ガス溶接技能講習①(土日コース)	平成28年6月4日、5日	20
		ガス溶接技能講習②	平成28年10月5日、6日	20
		アーク溶接特別教育①	平成28年6月15日～同月17日	20
		アーク溶接特別教育②	平成29年1月11日～同月13日	20
	機械加工科	技能検定準備講習 (旋盤1級・2級・3級)	平成28年7月26日～同月28日	5

		技能検定準備講習 (フライス盤1級・2級・3級)	平成28年7月26日～同月28日	5
		測定技術基礎	平成28年5月25日、26日	10
	電気工事科	第一種電気工事士技能試験準備講習	平成28年11月9日～同月11日	10
		第二種電気工事士技能試験準備講習	平成28年7月6日～同月8日	15
栃木県立 県南産業 技術専門 校	塑性加工科	ガス溶接技能講習①	平成28年5月12日、13日	20
		ガス溶接技能講習②	平成28年11月9日、10日	20
		アーク溶接特別教育①	平成28年7月20日～同月22日	20
		アーク溶接特別教育②	平成29年2月8日～同月10日	20
		T I G 溶 接	平成28年12月15日、16日	10
		半 自 動 溶 接	平成28年10月6日、7日	15
	機械加工科	技能検定準備講習(旋盤1級)	平成28年7月5日～同月7日	5
		技能検定準備講習(旋盤2級)	平成28年7月5日～同月7日	5
		技能検定準備講習(フライス盤1級)	平成28年7月5日～同月7日	4
		技能検定準備講習(フライス盤2級)	平成28年7月5日～同月7日	4
		技能検定準備講習(機械検査2級)	平成28年11月29日、30日	10
	電気工事科	第一種電気工事士技能試験準備講習	平成28年11月15日～同月17日	10
		第二種電気工事士技能試験準備講習①	平成28年7月5日～同月7日	15
		第二種電気工事士技能試験準備講習②	平成28年7月12日～同月14日	15
	各産業技 術専門校	その他知事が必要と認める職業訓練	随 時	10

イ 知識主体の訓練

校 名	訓練科名	専 攻 科 目 名	訓 練 の 実 施 期 間	訓練生 の定員 (人)
栃木県立 県央産業 技術専門 校	機械加工科	研削砥石取り替え業務特別教育①	平成28年5月19日、20日	15
		研削砥石取り替え業務特別教育②	平成28年9月29日、30日	15
		研削砥石取り替え業務特別教育③	平成28年12月1日、2日	15
		研削砥石取り替え業務特別教育④	平成29年3月9日、10日	15
		NC旋盤の基礎(新入社員向けコース)	平成28年6月2日、3日	10
		技能検定準備講習 (機械加工職種普通旋盤・NC旋盤2級)	平成28年8月9日、10日	10
		技能検定準備講習(機械検査2級)	平成28年12月5日、6日	10
		3次元機械CAD基礎	平成29年3月8日～同月10日	10
		3次元機械CAD応用	平成29年3月13日、14日	10
	電気工事科	第一種電気工事士筆記試験準備講習	平成28年8月31日～9月2日	15
		第二種電気工事士筆記試験準備講習	平成28年5月17日～同月19日	20

	冷凍空調設備科	ヒートポンプ式冷凍空調の基礎	平成28年7月27日、28日	10
栃木県立 県北産業 技術専門 校	機械加工科	研削砥石取り替え業務特別教育①	平成28年6月7日、8日	10
		研削砥石取り替え業務特別教育②	平成28年10月25日、26日	10
		機 械 製 図 基 礎	平成28年5月12日、13日	10
		マシニングセンタプログラミングの基礎	平成28年6月27日、28日	10
		3次元機械CAD基礎	平成28年10月12日～同月14日	10
		3次元機械CAD応用	平成28年10月17日、18日	10
		2次元機械CAD	平成28年6月22日～同月24日	10
	電気工事科	第一種電気工事士筆記試験準備講習	平成28年9月14日～同月16日	10
		第二種電気工事士筆記試験準備講習	平成28年5月18日～同月20日	15
	ホテル・旅 館・レスト ラン科	ビジネスマナー	平成28年6月27日、28日	10
		マーケティング入門	平成28年6月23日、24日	10
		観光マーケティング	平成28年6月30日、7月1日	10
		POP広告作成	平成28年9月14日、15日	10
		ホテルサービス英会話（毎週火曜日）	平成28年10月18日～2月21日	10
		高齢者・障害者への接遇セミナー	平成29年2月6日、7日	10
	OA事務科	表計算データ処理（Excel2013基礎編）	平成28年6月8日、9日	10
		表計算データ処理（Excel2013応用編）	平成28年7月13日、14日	10
		表計算データ処理（Excel2013関数編）	平成28年8月24日、25日	10
		データベースソフトの活用（Access編）	平成28年10月12日、13日	10
		プレゼンテーションソフトの活用（PowerPoint編）	平成28年11月16日、17日	10
		ホームページ作成基礎（ホームページビルダー編）	平成29年2月1日、2日	10
栃木県立 県南産業 技術専門 校	機械加工科	研削砥石取り替え業務特別教育①	平成28年8月3日、4日	10
		研削砥石取り替え業務特別教育②	平成28年10月13日、14日	10
		機 械 加 工 基 礎	平成28年5月10日、11日	10
		マシニングセンタプログラミングの基礎	平成28年5月24日、25日	10
		3次元機械CAD	平成29年2月6日～同月8日	5
		2次元機械CAD①	平成28年6月13日～同月15日	10
		2次元機械CAD②	平成28年9月12日～同月14日	10
	電気工事科	第一種電気工事士筆記試験準備講習	平成28年9月13日～同月15日	20
		第二種電気工事士筆記試験準備講習	平成28年5月17日～同月19日	20
	OA事務科	表計算データ処理（Excel2013基礎編）	平成28年5月26日、27日	14
		表計算データ処理（Excel2013応用編）	平成28年7月21日、22日	14
		表計算データ処理（Excel2013関数編）	平成28年8月4日、5日	14
	各産業技 術専門校	その他知事が必要と認める職業訓練	随 時	10

(2) 短期課程（管理監督者コース）

訓練科名	訓練の対象者	訓練の実施校	訓練の実施期間	訓練生の定員(人)
監督者訓練一科（仕事の教え方）	管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又はしている者	各産業技術専門校	随時	10
監督者訓練二科（改善の仕方）				10
監督者訓練三科（人の扱い方）				10
監督者訓練四科（安全作業のやり方）				10

2 応募資格者

現在職業に就いている方

3 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

職業訓練を実施する10日前まで（管理監督者コースを除く。）

(2) 応募方法

最寄りの栃木県立産業技術専門校にある所定の入校願書に必要事項を記入し、訓練手数料として1の(1)のAの実技主体の訓練にあつては4,950円、1の(1)のイの知識主体の訓練にあつては3,520円、1の(2)の管理監督者コースにあつては3,640円の栃木県収入証紙を入校願書の所定の欄に貼付して、入校しようとする栃木県立産業技術専門校へ提出すること。

ただし、訓練生が少数の場合、その他都合により実施日等を変更することがあるので、入校願書を提出する前に、あらかじめ各産業技術専門校に問い合わせること。

4 問合せ先

校名	所在地	電話番号
栃木県立県央産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6380
栃木県立県北産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24	0287-64-4000
栃木県立県南産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76	0284-91-0803

(労働政策課)

○公共測量の終了

平成27年9月11日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿沼市長から、その公共測量が終わった旨通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（デジタル撮影 数値地形図データ作成）

2 作業地域

鹿沼市引田外

3 作業期間

平成27年8月13日から平成28年2月29日まで

(監理課)

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年 3 月25日

栃木県知事 福 田 富 一

土地区画整理組合名	氏 名	住 所	届 出 年 月 日
真 岡 市 長 田 土 地 区 画 整 理 組 合	足達 正悟	真岡市長田1962番地	平成28年 3 月14日
	飯塚 正也	真岡市長田167番地	
	池田 富雄	真岡市寺内1432番地 2	
	石崎 榮一	真岡市加倉221番地 6	
	岩井 功	真岡市上大沼204番地 3	
	上野 忠夫	真岡市長田603番地 6	
	上野 利夫	真岡市上大沼106番地	
	工藤 儀一	真岡市長田429番地13	
	仙波 達雄	真岡市長田758番地	
	仙波 宏之	真岡市長田552番地	
	田上 稔	真岡市長田334番地	
	鶴見 信夫	真岡市長田418番地 2	
	鶴見 眞	真岡市上大沼204番地 5	
	直井 貴是	真岡市長田779番地	
	藤原 道明	真岡市長田429番地20	
	堀口 光雄	真岡市上大沼195番地15	
	村石 惇	真岡市加倉113番地	
	穀山 忠三	真岡市上大沼164番地 6	
	山崎 孝行	真岡市長田613番地 2	
横山 竹男	真岡市長田3060番地		
渡邊 美津夫	真岡市大沼229番地 2		

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成28年 3 月23日に変更した、足利佐野都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3 月25日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成28年 3 月23日に変更した、足利佐野都市計画地区計画の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3 月25日

栃木県知事 福 田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年 3月25日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下野市笹原字古館11番1、11番2、11番4、22番1、21番2、23番1、23番2、25番1、25番2、26番、26番2、22番3、22番6、字道金林255番1、255番2、254番1、254番2、254番3、256番2、256番5、256番6、256番7、256番8、256番9、256番10、256番4、256番1、257番1、260番1、260番2、260番5、260番7、261番1、261番2、261番3、253番3、253番6、字古館11番9、22番11、22番12、22番13、字道金林260番8、260番9、字古館11番6、22番9、23番4、25番3、26番3、28番3、字道金林255番3、260番6、261番4、字古館11番6地先、11番1地先、字道金林260番2地先、字古館8番5地先、11番1、11番2各地先、字道金林255番2地先、260番1、260番1、261番1各地先 (開発行為に関する工事) 下野市笹原字道金林254番7、254番8、256番12、256番13、256番14、257番3、257番4、260番8、261番5、261番6、261番7、260番2地先、260番1、260番1、261番1各地先、262番3、小金井字道金林1334番6、笹原字古館8番5、11番7、11番8、21番5、22番10、23番5、25番4、11番1地先、8番5、11番1各地先、小金井字道金林1336番4地先、1336番7地先、笹原字西毘沙門317番2の一部、317番2、324番、334番、335番1、344番1、345番、346番、348番、349番、374番1、374番3、379番2、小金井字扇田1548番2、1548番3	下野市小金井1127番地	下野市

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成28年 3月25日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

施 設 の 名 称	所 在 地
社会福祉法人 普照会 特別養護老人ホーム つつじ苑	矢板市東町1200-16

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一項中第十九号を第二十号とし、第一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- (1) 一般社団法人地方税電子化協議会

別表第一第二項中「地方独立行政法人新小山市民病院」を「(1) 地方独立行政法人栃木県立がんセンター (2) 地方独立行政法人新小山市民病院」に改める。

別表第一第三項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

- (5) 学校法人獨協学園

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十一号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十六年栃木県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

第一条中「十二月」を削り、「基き」を「基づき」に、「営利」を「商業、工業又は金融業その他営利」に、「私企業」を「私企業（以下「営利企業」という。）」に、「会社、」を「会社」に改め、「の指定」を削る。

第二条の見出しを「（営利企業の団体の地位）」に改め、同条中「規定による営利企業の役員以外の地位とは、左」を「営利企業の団体の地位は、次」に改め、同条第二号中「者に準ずる者の」を「職に準ずる」に改める。

第三条中「営利企業団体」を「営利企業の団体」に、「又は自ら営利を目的とする私企業」を「、若しくは自ら営利企業」に、「若しくは」を「又は」に、「又は事務」を「若しくは事務」に、「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「あつて」を「あつて」に改める。

第四条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第五条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則で」を「、人事委員会が別に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



栃木県議会規則第三号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

栃木県議会議長 五月女 裕久彦

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則（昭和二十七年栃木県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表議会あり方検討会の項及び次期プラン及び地方創生総合戦略検討会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年3月25日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 マロニエ21ネットシステム用サーバ等機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成28年9月1日から平成33年8月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 宇都宮市塙田一丁目1番20号 栃木県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービス又はリース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成28年5月10日から同月23日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 1の(1)と同様の物品の納入又は賃貸借の実績を有する者であること。
- (5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者であること。

3 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号（栃木県庁本館5階北側）

栃木県経営管理部情報システム課情報ネットワーク担当

電話 028-623-2213

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成28年3月25日から同年5月9日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成28年5月10日午後2時(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所 平成28年5月23日午後2時 栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階入札室1）

- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に2に該当する者であることを証する書類及び情報システム課で交付する仕様書に基づき作成したマロニエ21ネットシステム用サーバ等機器仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査
 - ア 技術審査 栃木県経営管理部情報システム課長が、入札者の作成したマロニエ21ネットシステム用サーバ等機器仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断したマロニエ21ネットシステム用サーバ等機器仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
 - イ 技術審査基準 マロニエ21ネットシステム用サーバ等機器仕様書が、情報システム課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他
 - ア 入札の変更等 平成28年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
 - イ その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
The Server Units for the "MARRONNIER 21" Network System 1set
- (2) Time and Date of bidding:
2:00 p.m., May 10, 2016
- (3) Information is available at:
Information Network Section
Information Systems Division
Department of Administration and Management
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi Prefecture 320-8501
TEL. 028-623-2213

(情報システム課)

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年3月25日

とちぎリハビリテーションセンター所長 星野雄一

【掲載順序】

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）
- ①とちぎリハビリテーションセンターで使用するガス 予定使用ガス量 中圧520,000立方メートル ②とち

ぎりハビリテーションセンター 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 ③購入等 ④平成28年2月22日 ⑤東京ガス株式会社都市エネルギー事業部 東京都港区海岸1-5-20 ⑥72,661,32円(1立方メートル単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成28年1月8日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年3月25日

栃木県下水道管理事務所長 島田源一

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- 1 ①北那須流域下水道北那須浄化センター包括的維持管理業務委託 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤ウォーターエージェンシー・栃木公営特定業務委託共同企業体 栃木県宇都宮市西1-5-26 ⑥803,520,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年11月10日 ⑨最低価格
- 2 ①渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター包括的維持管理業務委託 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤栃木公営・ウォーターエージェンシー特定業務委託共同企業体 栃木県宇都宮市明保野町3-16 ⑥669,600,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年11月10日 ⑨最低価格
- 3 ①渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター包括的維持管理業務委託 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤水 i n g 株式会社北関東営業所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-252 ⑥604,800,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年11月10日 ⑨最低価格
- 4 ①栃木県下水道資源化工場運転操作業務委託 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤水 i n g 株式会社北関東営業所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-252 ⑥243,000,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年11月10日 ⑨最低価格
- 5 ①鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力 予定使用電力量3,111,800kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤丸紅株式会社 東京都千代田区大手町1-4-2 ⑥55,846,229円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年12月18日 ⑨最低価格
- 6 ①巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力 予定使用電力量3,323,300kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤株式会社F-Power 東京都港区六本木1-8-7 ⑥59,797,755円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年12月18日 ⑨最低価格
- 7 ①北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力 予定使用電力量2,590,800kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤東京電力株式会社カスタマーサービス・カンパニーE&G事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16 ⑥46,191,592円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年12月18日 ⑨最低価格
- 8 ①鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力 予定使用電力量7,789,500kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤東京電力株式会社カスタマーサービス・カンパニーE&G事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16 ⑥139,425,075円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年12月18日 ⑨最低価格
- 9 ①渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力 予定使用電力量2,737,700kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤東京電力株

- 株式会社カスタマーサービス・カンパニーE&G事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16
⑥49,343,659円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年12月18日 ⑩最低価格
- 10 ①渡良瀬川下流域下水道思川浄化センターで使用する電力 予定使用電力量2,453,700kWh ②栃木県
下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤東京電力株式
会社カスタマーサービス・カンパニーE&G事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16
⑥43,830,963円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年12月18日 ⑩最低価格
- 11 ①栃木県下水道資源化工場で使用する電力 予定使用電力量6,526,000kWh ②栃木県下水道管理事務所
栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月10日 ⑤東京電力株式会社カスタマーサ
ービス・カンパニーE&G事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16 ⑥115,588,636円 ⑦
一般競争入札 ⑧平成27年12月18日 ⑩最低価格
- 12 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号) 購入見込数量150kℓ ②栃木県下水
道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年2月18日 ⑤両毛丸善株式会
社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥35.10円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成27年1月16日 ⑩最低
価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年3月25日

栃木県鬼怒水道事務所長 鈴木 謙 二

〔掲載順序〕

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- ①栃木県鬼怒水道事務所及び板戸取水場で使用する電力 予定使用電力量3,722,937kWh ②栃木県鬼怒水道事務所 栃木県高根沢町宝積寺1900 ③購入等 ④平成28年3月2日 ⑤株式会社F-Power 東京都港区六本木1-8-7 ⑥65,163,668円 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年1月15日 ⑩最低価格

(会計局会計管理課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第2号

平成28年3月15日招集した第224回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、3月15日閉会した。

議決事項は、次のとおりである。

平成28年3月25日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福田 富 一

- 第1号議案 平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算(第1号)
第2号議案 平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算
第3号議案 職員の給与に関する条例の一部改正について
第4号議案 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

宇都宮市街地開発組合告示第3号

平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算(第1号)については、平成28年3月15日成立の結果、次のとおりである。

平成28年 3月25日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第1号）

平成27年度宇都宮市街地開発組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,305千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		44,046	8,305	52,351
	1 財産運用収入	44,045	8,305	52,350
歳入合計		81,887	8,305	90,192

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		75,659	8,305	83,964
	1 総務管理費	75,464	8,305	83,769
歳出合計		81,887	8,305	90,192

宇都宮市街地開発組合告示第4号

平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算は、平成28年 3月15日成立の結果、次のとおりである。

平成28年 3月25日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算

平成28年度宇都宮市街地開発組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,924千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位 千円）

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10
	1 使用料	10
2 財産収入		51,943

	1 財 産 運 用 収 入	51,942
	2 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		43,836
	1 基 金 繰 入 金	43,836
4 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
5 諸 収 入		35
	1 預 金 利 子	1
	2 雑 入	34
歳 入 合 計		95,924

歳出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,542
	1 議 会 費	2,542
2 総 務 費		84,318
	1 総 務 管 理 費	84,123
	2 監 査 委 員 費	195
3 処 分 管 理 費		8,964
	1 処 分 管 理 費	8,964
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		95,924

宇都宮市街地開発組合理第一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

宇都宮市街地開発組合理長 福 田 富 一

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十五年宇都宮市街地開発組合理第八号）の一部を次のように改正する。
 第一条中「第六項」を「第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

宇都宮市街地開発組合理第二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

宇都宮市街地開発組合理長 福 田 富 一

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和三十五年宇都宮市街地開発組合理第七号）の一部を次

のように改正する。

第一条中「第六項」を「第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
